

## 令和6年度 第5回福岡地方最低賃金審議会

### 意見発表者資料目次

[意見発表者]

- 資料No.1 関係労働者意見書（製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業）
- 資料No.2 関係使用者意見書（製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業）
- 資料No.3 関係労働者意見書  
（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）
- 資料No.4 関係使用者意見書  
（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）
- 資料No.5 関係労働者意見書（輸送用機械器具製造業）
- 資料No.6 関係使用者意見書（輸送用機械器具製造業）
- 資料No.7 関係労働者意見書（百貨店, 総合スーパー）
- 資料No.8 関係使用者意見書（百貨店, 総合スーパー）
- 資料No.9 関係労働者意見書（自動車（新車）小売業）
- 資料No.10 関係使用者意見書（自動車（新車）小売業）



## 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書

- 1 業種別 製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
- 2 団体（会社の名称）  
所在地  
  
電話
- 3 意見発表者の職・氏名
- 4 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見  
改正決定の必要性 有  
理由・背景等

産業別最低賃金の改正に取り組むにあたり、私たち鉄鋼産業は、わが国の基幹産業として、今後も経済・産業をリードしていく立場にあります。そのリーディング産業に相応しい優秀な人材を確保する上で、産業別最低賃金の引き上げは、未組織労働者を含めたすべての労働者の賃金・労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることにつながる極めて重要な取り組みであると受け止めています。

また、鉄鋼労使は、これまでも我々の産業・企業の発展に向けた取り組みとして、競争力強化を阻害する要因となるエネルギー問題等、ものづくり産業を取り巻く課題への対応や産業空洞化防止のため、業界団体と連携をはかり、政府や省庁に対して各種の要請行動を展開してまいりました。

こうしたなか、今年の最低賃金の動向としては、産業別最低賃金の改正に先立って決まる地域別最低賃金改正の目安審議において、A～Cランク50円との目安が示され、その後、福岡県最低賃金額の審議が行われた結果、8月9日に51円の引き上げ額が示されました。これは、足下における生活必需品等の価格上昇ならびに今年の賃上げの成果等も踏まえられたうえでの過去最高の金額改正に繋がったものと受け止めています。

今後においては、特定最低賃金に関する協議が始まりますが、私たち鉄鋼産業を取り巻く環境は、自動車分野など半導体の供給難の解消などによって需要の回復を見せていた昨年と比較すると減少傾向にあることや、建設分野においても大型物件を中心に底堅いものの、建設コスト上昇などによって住宅の需要が弱いと見通されているなど、引き続き、国内外の経済動向と合わせて鋼材需要の変化にも十分注視していく必要があります。

また、急激な円安に伴う主原料価格の高騰や鉄鋼業の構造課題への対応に加え「ゼロカーボンスチール」の実現に向けた研究開発・設備投資費用の負担といった将来的な課題があることも事実です。

こうした環境の中、グローバル競争下で、他国の鉄鋼業に伍していくためには、サプライチェーンを含めた日本鉄鋼業全体の底上げが必要であり、鉄鋼業が衰退することとなれば、日本のものづくり産業の崩壊、ひいては日本経済の破綻につながりかねません。

その対策の一環として、超少子高齢化・人口減少社会において生産年齢人口が減少するなかで、優秀な人材の確保が欠かせないことから、鉄鋼産業で働く者全てにおいて賃金水準を向上させ産業・企業の魅力を高めていく必要があります。

続いて、鉄鋼産業の職場実態について触れますが、他産業に比べて専門性が高く、危険を伴う作業が多いため、その就業には一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要となります。また、高熱重筋職場とも呼ばれ、特に今年のように猛暑日が続くなかには一般的な作業環境とは異なり、言わば特殊な環境での作業を余儀なくされています。こうした専門性が高く厳しい作業環境のなかで懸命に頑張っている労働者の活力発揮に向け、魅力的な賃金水準を示すことが必要です。

今後、鉄鋼産業・企業を発展させていくためには、前述した様々な課題に対し、議論を重ねていくことが必要不可欠であり、その課題の一つである産業別最低賃金において議論することは極めて重要です。したがって、産業別最低賃金の改正にあたっては「改正の必要性有り」を前提に当該労使で十分な意思疎通を図った上で、真摯に協議する必要があるものと考えます。

最後に、使用者側・公益側委員の皆様におかれましては、日夜、「安全第一」に細心の注意を払いながら高熱重筋職場で働く鉄鋼労働者、特に中小の未組織労働者の賃金実態を十分に認識され、福岡県製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金の引き上げの「必要性有り」について、最大限のご理解とご英断をお願い致します。

以上

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1. 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表者意見

2. 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

輸送用機械器具製造業

百貨店、総合スーパー

自動車(新車)小売業

3. 業種(事業内容) : 製鉄業

4. 特定最低賃金の改正決定の有無に関する意見

①改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

②理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1)はじめに

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、2024年度地域別最低賃金の改訂に向けた引上げ額の目安を全国平均で50円とすることを決めた。これは昨年度の43円を上回り、4年連続で過去最大を更新するものとなった。

2)鉄鋼業界を取巻く状況

日本鉄鋼連盟は、2023年度の国内粗鋼生産量が前年度に比べ1.1%減の約8,682万8千トンと発表した。減少は2年連続で、資材高騰や工期の遅れで建設向けが低迷したほか、中国の景気減速により外需も振るわなかったためとしている。

また、同連盟の2024年度の鉄鋼需要見通しは、前年度比で横ばいと見ているが、足元発表された6月の粗鋼生産量は、702.2万トンと前月比2.0%減、前年同月比4.2%減となっている。

先行きとして当面の経済および鉄鋼需要は、地政学リスクや中国経済の低迷長期化とそれに伴う鉄鋼需給バランスの悪化など下振れ要因を孕んでいる中、慎重に動向を注視する必要がある。

3)特定最低賃金の改正の必要性

少子高齢化による生産年齢人口の減少が予測されている中、労働力確保という面において、より多くの優秀な人材を採用すると共に、離職による人材流出を防止することが多くの企業の重要課題となっており、今年の春闘では、物価高への対応のみならず、労働力確保に向けた「人への投資」として高水準の賃金改善(賃上げ)が実現した。

これに波及する形で、2024年度の地域別最低賃金の改訂に向けた引上げ額の目安は、全国平均50円に決定したと考えられるが、高熱重筋作業や交代勤務といった厳しい労働条件のもと勤務する者が多い鉄鋼業の特定最低賃金においても、他業種との時給格差の必要性は認識しており、特定最低賃金の改正は必要と考える。

一方で、今年春闘の結果を見ると、経団連調べの大手企業を中心とした賃上げ率は5.58%であったのに対し、日本商工会議所調べの中小企業の賃上げ率では3.62%との集計結果が発表されており、大企業と中小企業間で格差があることも配慮すべきである。

鉄鋼業は裾野が広い産業であることから鑑みても、支払い能力を超えた過度な引き上げにより倒産や廃業を招き、地域の雇用が失われることに繋がることのないよう取り扱う必要があると考える。

以上のとおり、特定最低賃金の引上げ可否およびその額について、労働者側の委員様ならびに公益代表委員様と十分な議論のうえ、慎重に決定したいと考えます。

以上

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)
- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業
- 3 業種(事業内容): 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

### 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

(1) 電機産業はわが国における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較してもウエイトが高くなっています。とくに、電子部品・デバイス、情報通信機械器具などは、コロナ禍で普及したテレワークやWeb会議など新しい働き方を支え、現在でも継続して広く一般的に利用されています。

引き続き、IoTやビッグデータ、ロボット、そして、各分野で注目されている人工知能(AI)など電機産業の高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のDX化推進やカーボンニュートラルの達成など国レベルでの大変革への実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されています。

そのため、他産業を含めた日本企業が今後もグローバルで優位に戦っていくために、また、半導体産業推進は国策となっていることから電機産業全体の現場力を支える優秀な人材を確保していかなければなりません。

(2) 産業界にふさわしい優秀な人材の確保さらには定着のためには、電機産業で働く魅力を高めるとともに、特定(産業別)最低賃金の金額改正により産業全体の賃金の底上げをはかり、付加価値生産性に見合った人件費水準を実現することによって、サプライチェーンを含めた電機産業の健全かつ持続的な成長をはかっていかなければなりません。

したがって、これまで取り組んできた、地域間格差の是正、福岡県内の他業種との賃金格差の是正、非正規雇用で働く労働者の労働条件を向上、さらには経済の好循環につなげる必要があります。

ここ数年続く特定(産業別)最低賃金の引上げの流れを止めることなく継続していくことで、人材の確保・定着をはかるとともに持続的な産業の発展につなげていく必要があります。

(3) 特定(産業別)最低賃金は、県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢(18歳未満、65歳以上は除外)や業務(主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く)を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠となります。

(4) 2024年総合労働条件改善闘争(以下、2024年闘争)において、積極的な「人への投資」により実質賃金の向上をはかるとともに、経済の好循環への転換を着実なものとするをコンセプトとし取り組みました。その結果、定期昇給相当分や昇進・昇格昇給など賃金体系維持をはかったうえで、昨年の7,000円をさらに上回る10,000円以上の賃金水準改善(ベア)を実現することができました。

11年連続となる賃上げができたことは、懸命に事業を支えている組合員の不安払しょくと期待に応え得るとともに、経済の好循環に向けて電機産業労使に課せられた社会的責任を果たし得る回答であると考えます。この賃上げの結果を、特定(産業別)最低賃金に反映し、波及効果の最大化をはかる必要があります。

(5) 2024年闘争の取り組みのなかで、電機連合は企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」についての金額改定要求を行い、11,000円の引上げをはかり、月額184,500円の水準となりました。この水準の時間当たり換算額(中闘組合の月間所定労働時間の平均値154.52時間)は、約1,194円となります。

一方、福岡県の電機産業特定(産業別)最低賃金は1,019円と、「企業内最低賃金」時間当たり換算額と比較して低位にあり、同じ電機産業で働く非正規雇用で働く労働者を含む、すべての労働者の公正な賃金決定、同一価値労働同一賃金の観点から、均等・均衡処遇の実現に向けた格差改善が求められます。なお、電機産業労使で、企業内最低賃金を高卒初任給の水準に準拠させることが昨年合意され、その2年目の取り組みとなりました。引き続きこの観点での改善が求められます。

(6) 福岡県の電機産業の特定(産業別)最低賃金(1,019円)は、鉄鋼(1,053円)輸送用機械(1,029円)など、他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に低い実態にあることから、計画的な格差改善が求められます。

(7) また、労働者の生活を見てみると、賃金水準改善(ベア)を実施しているにも関わらず、実質賃金は26ヵ月連続でマイナスとなっています。さらに電機連合が毎年実施している調査では、対象者が組合員ではありますが、家計の収支感で赤字世帯が25%(4人に1人)を超え、過去最大となっていることから、引き続きの賃上げする必要があります。

(8) そのため、中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、原材料費の上昇分とあわせて労務費(賃上げ分)の適正な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であります。価格転嫁の対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」さらに福岡県の「パートナーシップ構築宣言」や「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」の取り組みを周知徹底し、賃上げの原資確保につなげる必要があります。

あわせて、産業全体で働き方改革による生産性向上にも労働者は取り組んでいます。

産業全体としては、コロナ禍を乗り越え、個々の企業業績にばらつきはあるものの、DXの推進やカーボンニュートラルの達成をめざす国家レベルの政策などの追い風を背景に堅調に推移しています。一方で、ウクライナ情勢やエネルギー価格の高騰リスクなど先行き不安の要素もありますが、賃上げの流れを一過性にすることなくさらに維持・拡大をはかり、経済の好循環につなげ、経済社会のステージ転換をはかるため、「当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定される」という性格を持つ特定(産業別)最低賃金を、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いのなかで合意形成をはかっていくことが不可欠であると考えます。

以上のことから、今年度も特定(産業別)最低賃金改正の必要性を強く主張します。



## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 電気機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

### 理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

・日本経済は円安の進行に伴い、輸出産業の業績改善が進む一方で、品質不正問題による自動車の生産停止の影響や物価高を背景に個人消費の下振れが見込まれるとの見方が強まっている。内閣府は7月19日に2024年度の実質成長率が0.9%になるとの試算をまとめ、今年1月から0.4%下方修正した。一方、米国や欧州の中銀は高金利政策を維持しており、これが消費や投資に負の影響を与えている。また、中国経済も減速しており、世界経済全体の不確実性を高めている。

・設備投資は、日本政策投資銀行が8月6日に発表した「国内設備投資計画調査」によると、2024年度計画は対前年比全産業で+21.6%の21兆9596億円と3年連続で前年を上回った。製造業は24.7%増であり、昨年度から先送りされた投資に加え、デジタル化の加速を受けた半導体関連の能力増強投資が拡大し、EV等電動化投資も増加する見通しとしている。

・雇用動向は、九州・沖縄の2023年度平均の有効求人倍率が1.26倍で、全国の年度平均(1.29倍)を下回った。有効求人倍率は前の年度から0.03ポイント改善したが、コロナ禍直前の2019年度(1.40倍)には届かなかった。そのうち、福岡県は0.07ポイント改善の1.24倍と上昇した。

直近の6月では、九州・沖縄の有効求人倍率は1.18倍と前月から0.04ポイント低

下し、前月を下回るのは4ヶ月ぶりとなった。そのうち福岡県は、もっとも低下幅が大きく、前月比0.04ポイント低下の1.17倍であった。原材料価格などの上昇分を価格転嫁できずに求人を控える状況がうかがえる。

・中小企業庁の「中小企業景況調査(2023年4-6月期)」によると、九州・沖縄地区における中小企業の業況判断DI(1-3月期比)は全産業で4.4ポイント改善傾向にあるものの、原材料費の高騰や燃料高、価格転嫁への遅れなどもあり、依然として中小企業には厳しい情勢が続いていることがうかがえる。

・2024年度春季交渉において、電機産業の賃金改定の状況は、賃金体系の維持を図ったうえで、11年連続の賃金改善要求(水準改善13,000円以上)に対して、満額回答で妥結した会社が相次いだ。

また、産業別最低賃金(18歳見合い)については、11,000円の引き上げ要求に対して、要求通り11,000円の引き上げの184,500円となった。

経団連が発表した集計結果によると、電機産業の大手企業の定期昇給とベースアップを合わせた賃上げ率は前期比+1.40%の4.82%(全産業5.58%)であった。

・以上の通り、昨年に比べて景気は回復の動きはみられるが、中小企業は原材料費や電力費、燃料費の高騰によるコスト上昇を価格転嫁により十分に補えていない状況であり、インフレ下において企業の社会的責任において一定程度の賃上げは必要であるとの考えは理解できるが、賃上げ額の判断は、極めて慎重に判断すべきである。

上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

[以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください]

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 輸送用機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

昨年(2023年度)の審議において労使間の水準提示額には当初乖離があったものの、経済情勢をはじめとした企業における価格転嫁の動向や社会的な賃上げの流れなどを踏まえ議論を重ねた結果、42円の引き上げ額となった。

ここ数年、福岡県特定最賃の適用労働者数が他産業と比較し、右肩下がりであったものの、最新の推定値では労働者の減少に歯止めがかかり増加に転じている。これは特定最賃の引き上げによって企業における最低賃金も向上し、産業の魅力向上に少なからず寄与したと捉えている。

一方で他産業でも大幅に特定最賃額が引き上げられ、他産業との差に大きな変化もみられない中、安定した優位性が確保されているとはいえ、人手不足への対応については、今もなお予断を許さない状況にある。

引き続き、選ばれる産業となるためにも、特定最賃の底上げを図り安定した優位性を保つとともに、未組織労働者も含めたすべての労働者の賃金を付加価値に見合った水準にすることが喫緊の課題であると考えている。自産業の魅力を更に高めていく上では、特定最賃の意義・役割・必要性は何ら変わることなく、むしろ高まっている状況にあると捉えている。

高まる背景については、2024年度の地域別最低賃金の動向として、まず政府は経済財政運営と改革の基本方針の中で【豊かさを実現できる所得を増加し、物価上昇を上回る賃上げを定着させる】とあり、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円といった目標が示され、これは単純計算となるが毎年50円の引き上げ額となる。

また地域別最賃の引き上げ目安額が50円とされ、当福岡においては51円での結審がされ大幅な引き上げ額となった。

足元の自動車産業の収益状況をみると、労務費、物流費などへの対応といった課題はあるものの、製造9社における2023年度の企業業績は9社ともに増収増益となった。部品企業においても地政学的な変化による部品の供給リスクや価格転嫁等に注視する必要があるが、88社の営業利益については前年比+28.2%としており、2024年度も増収増益を見込んでいる企業が多数あるとの見解が示されている。

昨年春闘においては、2014年度以降、最も高い水準での改定額を獲得し、企業内最低賃金の平均時給額については1,113円となり、前年度比較すると58円の引き上げがされている。さらに今回の平均時給額(企業内最低賃金)に対し、現在の特定最賃(1,029円)との差額は84円となる。地域別最賃・企業内最賃ともに高い水準となっており、特定最賃の改正は昨年以上に高まると言わざるを得ない状況であると考えている。

特定最低賃金は、組織労働者の賃上げや企業内最低賃金協定を未組織労働者に波及させ、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規雇用で働く労働者の賃金の格差を是正することや、適正な賃金の引き上げを促すことにより、産業内の公正競争を確保し、産業全体の健全かつ持続的な成長を促すことを目指す制度である。この制度の役割・機能を果たすことによって、産業の魅力を向上し、人材の確保・定着を図ることで、産業の競争力を高めることにもつながっていくと考えている。

また地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、産業の健全な発展に寄与すべく、地域別最低賃金の上に、自動車産業にふさわしい魅力ある水準へ引き上げなければならないと考えており、本年においても昨年に引き続き、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、確実に引き上げる必要がある。

以上の理由により、福岡県輸送用機械器具製造業の特定最低賃金改正の必要性を強く求める。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車およびその部品の製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

② 理由・背景等

■昨年に引き続き、より密な『労使での話し合い』を進め、賃上げ・物価上昇等や中長期の自動車業界や地域の環境変化・課題を見極めながら、改定及び引き上げ水準について検討することとしたい

(1) 輸送用機械器具製造を取り巻く環境

▽輸送用機械器具製造業(自動車産業)は、昨今 BEV 化(電動化)という産業構造の転換期に入ってきている。2020 年より続いてきたコロナ禍からの経済活動復旧や半導体部品不足の解消が進む一方、世界全体ではウクライナ戦争の長期化、不安な中東情勢、アメリカ等の経済の減速リスク、国内における構造的な少子高齢化・人手不足、インフレによる断続的な物価・原材料費等の高騰、大地震や風水害など自然災害のリスクなどにもさらされている。また、型式認証不正問題などによる生産の停止等もあり、自動車大手7社の直近 23 年度の販売台数は、24,841 千台。コロナ禍前の 19 年度比▲6.6%、前年の 22 年度比+6.4% となった。24 年度見込みは、25,299 千台と上積みが見込まれるものの、依然コロナ禍前の 19 年度レベル(26,609 千台)は超えられない見込みである(19 年度比▲4.9%)。地元九州の自動車生産台数は、23 年度 126 万台、22 年度 121 万台、21 年度 105 万台、20 年度 124 万台、いずれもコロナ禍前の 19 年度の 141 万台には及んでいない。24 年度の世界の実質経済成長率は、3.2%(IMF 国際通貨基金)と 23 年度と横ばいと置かれているが、輸出重要市場国である中国、北米等の貿易摩擦の激化の可能性や大統領選の動向など、販売・生産減のリスクは見ておかなければならない。

▽九州の鉱工業指数に目を移すと、2020年の指数100から22年度109.1、23年度107.7直近24年6月も104.4と100値以上は保っている。有効求人倍率(福岡県)は、直近24年6月1.13倍、1年前の23年6月1.24倍から、多少下降。半導体メーカー等の進出等での注目されている南九州エリア等は、1.2倍超である。九州の半導体人財需要が数年間3000人規模、また九州内の新卒も、1000人規模で半導体企業へ就職するなどとも言われており、今後の福岡県の製造業・自動車産業としても引き続き雇用・採用面での注視が必要である。職業別においては、福岡の製造業(生産工程の職業)は、24年6月の求人7000人超に対し求職4000人弱、倍率1.8。他方事務的職業は、求人9000人レベルに対し求職25000人レベルの倍率0.37であり、製造業への人手不足かつ離れ傾向であることを注視したい。

▽九州・福岡の自動車産業は、中長期的には、海外市場(アジア・アフリカ等)の車両需要拡大やBEV化における電池事業等を含む拡大の可能性もあり、成長が期待できる。設備投資や開発投資もさることながら、人への投資の努力も一層必要である。2024年の春闘では平均賃上げ率が5%台となっており、一定レベルの向上は進んでいるが、長期間にわたり、物価高に対し実質賃金マイナスが続いたこと等、優位性を高めるには、賃金・賞与水準はもろんのこと、福利厚生充実、働き方改革等含め、総合的な底上げが必要と思料する。

▽この4年の輸送機械器具製造業の特定最賃は、『R2年(±0円)、R3年(+13円)、R4年(+30円)、R5年(+42円)』にて1029円となった。他県と比較しても、自動車主要県である愛知1028円を超えた(愛知との差は、10年前35円あったが、福岡が充実したとも評価。)

▽今年の審議も、賃上げ、物価高騰、実質賃金、人手不足等を背景に、大幅な改定提案が想定されるが、福岡県特定最賃レベルの既優位性も鑑みつつ、他産業や他地域とのレベル感や国内外経済、雇用採用情勢の観点、また働き方改革や就労環境の改善等も含め、労使での広く意見交換しながら話し合い、総合的に慎重な審議・判断が必要と考える。

## (2)特定最低賃金の水準について

▽下記①～③等を踏まえ、労使で慎重に審議すべきと考える。

- ① 他都道府県との対比(令和5年度) \*輸送機械器具製造業28県
  - ・[福岡県] 特定1029円、地域別941円＝『差額+88円、差率109.4%』
  - ・[28県平均] 特定1006円、地域別950円＝『差額+56円、差率106.0%』
  - ⇒福岡県は28県中、差額(5位)・差率(4位)と上位
- ② 消費者物価指数との対比(R2年＝100)
  - 福岡市：107.5 北九州市：108.7(R6年6月) ⇔ 特定最賃：107.5(R5年12月)
  - 福岡市：104.1 北九州市：104.8(R5年6月) ⇔ 特定最賃：104.6(R4年11月)
- ③ 福岡県製造業平均賃上げ率との対比(過去3年)
  - 平均賃上げ(R6年6月)：4.80% ⇔ 特定最賃(R5年12月)：4.26%
  - 平均賃上げ(R5年6月)：3.10% ⇔ 特定最賃(R5年1月)：3.13%
  - 平均賃上げ(R4年4月)：2.27% ⇔ 特定最賃(R4年1月)：1.01%

以上

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)
- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業
- 3 業種(事業内容): 百貨店・総合スーパー 業

### 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

近年の業績低迷やコロナ禍によって改正を実現できなかった分を含めて、百貨店・総合スーパーに勤める者のセーフティネットがどうあるべきか中長期的な視点と産業を代表する責任を以て、誠実で建設的な議論を行いたい！

理由・背景等

最低賃金法が目指す 普遍的な3つの視点に基づく引上げの必要性

- ・最低賃金法第一章第一条に定める「目的」の考え方に沿って、「なぜ継続的な改正が必要か」について百貨店・総合スーパーに従事する労働者の立場から説明します。
- ・その前提として、毎年、申し上げていることですが、最低賃金の改定は、個別労使間の賃上げ交渉ではなく、産業全体のセーフティネットを労使で構築する場であり、未来の流通小売り産業と福岡県民の生活に影響する責任重大な協議であるという認識を持って、ここに引上げの必要性を求めます。

最低賃金法の目指す目的「労働者の生活の安定」  
物価上昇にしっかりと応えることを議論のスタートとしたい！

- ・福岡・北九州の消費者物価についても全国の傾向と同様に昨年より急激に上昇しており、「労働者の生活の安定」を目指す上では、セーフティネットとしての特定最低賃金を引き上げる必要が今まで以上に高まっています。

< 福岡・北九州の消費者物価指数（総務省統計局発表）と特定最賃の推移 >

| 総合       | 福岡市   | 北九州市  | 特定最賃推移      |
|----------|-------|-------|-------------|
| 平成29年度平均 | 98.5  | 97.9  | 846 (95.1)  |
| 平成30年度平均 | 99.3  | 98.9  | 867 (97.5)  |
| 令和元年度平均  | 99.8  | 99.6  | 889 (100.0) |
| 令和2年度平均  | 100.0 | 100.0 | 889 (100.0) |
| 令和3年度平均  | 99.4  | 99.7  | 897 (100.8) |
| 令和4年度平均  | 101.5 | 102.2 | 900 (101.2) |
| 令和5年度平均  | 104.9 | 105.8 | 945 (106.2) |
| 令和6年6月次  | 107.5 | 108.7 | 今回改定        |

- ・これまでの労使の取り組みによりなんとか百貨店・総合スーパーの特定最低賃金は維持することができていますが、流通小売業全体の賃金相場は未だに県内の他業種と比較しても低い水準にあります。
- ・流通小売業全体の「労働者の生活の安定」を目指す上では、採用市場に一番影響する百貨店・総合スーパーの最低賃金（採用賃金）を引き上げることが最重要であり、より一層の労使の取り組みが必要であると考えています。
- ・コロナ禍を乗り越えて、百貨店・総合スーパー各社はより少ない店頭人員で生産性を向上してきました。収益力は高まった反面、少ない店頭でのコスト対応、感染症、防災、防犯など、リアル店舗で働くことの不安や難易度もまた高まっているのが実態です。
- ・これまでの現場の苦勞に応え、今後の最低限の生活をきっちりと下支えすることを公労使で示すことが産業界を代表する私たち専門委員の最低限の責任です。今回の百貨店・総合スーパーの最低賃金の改定は、物価上昇分の引上げを実現すること最低限として議論を始めたいと思います。



「労働力の質的向上」

リアルストアにお客さまが求めるものは「ひと」の質！これは福岡の宝！

- ・福岡県の経済活動別県内総生産によれば、卸売・小売業の規模は、令和3年度において総生産の13.2%を占め16項目のうち製造業に次いで2位の位置にあり、コロナ禍にあっても2兆5780億円という、まさに福岡県を代表する産業です。
- ・百貨店・総合スーパーという産業は、卸売・小売業の中でも、お客さまの生活全般のご要望に対して、高いレベルでお応えすることが求められる職業です。
- ・そして、百貨店・総合スーパーの賃金水準は、流通小売業全体の指標として大きな影響力を持つため、福岡経済の質を左右する大切な水準になります。

< 福岡県の最低賃金と特定最低賃金の推移 >

|       | 福岡県 | 百総  | 差   | 製鉄              | 電子             | 輸送             | 車販             |
|-------|-----|-----|-----|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 平成22年 | 692 | 755 | +63 | 824<br>(+132)   | 782<br>(+90)   | 805<br>(+113)  | 797<br>(+105)  |
| 平成23年 | 695 | 758 | +63 | 828             | 786            | 809            | 800            |
| 平成24年 | 701 | 764 | +63 | 835             | 793            | 816            | 807            |
| 平成25年 | 712 | 775 | +63 | 848             | 806            | 828            | 819            |
| 平成26年 | 727 | 790 | +63 | 865             | 821            | 844            | 834            |
| 平成27年 | 743 | 802 | +59 | 881             | 837            | 860            | 850            |
| 平成28年 | 765 | 824 | +59 | 903             | 857            | 880            | 870            |
| 平成29年 | 789 | 846 | +57 | 927             | 881            | 902            | 892            |
| 平成30年 | 814 | 867 | +53 | 950             | 905            | 923            | 915            |
| 令和元年  | 841 | 889 | +48 | 975             | 926            | 944            | 940            |
| 令和2年  | 842 | 889 | +47 | 976             | 927            | 944            | 941            |
| 令和3年  | 870 | 897 | +27 | 980             | 947            | 957            | 959            |
| 令和4年  | 900 | 900 | ±0  | 1,010           | 977            | 987            | 987            |
| 令和5年  | 941 | 945 | +4  | 1,053<br>(+112) | 1,019<br>(+78) | 1,029<br>(+88) | 1,028<br>(+87) |

- ・福岡経済を代表する産業の指標である百貨店・総合スーパーの最低賃金は、これまでの永い歴史においては、産業を代表する公労使の責任ある取り組みによって福岡県の最低賃金よりも一定の優位性を保ってきました。
- ・しかし、近年は一部企業の業績不振などを理由に一気に改定協議が停滞し、

コロナ禍を機に優位性を失ってしまいました。特に直近の、コロナ禍での改定協議においては、業績好調の企業が少なくなかったにも関わらず、使用者側の一方的な主張によって引き上げの議論すら出来なかったことは、極めて残念な結果でした。

< 福岡地域の商品販売における求人・求職の賃金と雇用情勢の推移（6月比較） >

| 福岡地域<br>商品販売<br>各年6月 | 求人賃金<br>下限～上限 | 求職者<br>希望賃金<br>平均 | 特定<br>最賃 | 有効<br>求人数 | 有効<br>求職者 | 有効<br>求人<br>倍率 | 職業<br>全体<br>倍率 |
|----------------------|---------------|-------------------|----------|-----------|-----------|----------------|----------------|
| 平成28年                | 805～897       | 822               | 824      | 2,828     | 911       | 3.10           | 1.33           |
| 平成29年                | 823～892       | 841               | 846      | 3,051     | 866       | 3.52           | 1.50           |
| 平成30年                | 848～947       | 859               | 867      | 2,968     | 886       | 3.35           | 1.65           |
| 令和元年                 | 893～1,005     | 898               | 889      | 2,980     | 907       | 3.29           | 1.59           |
| 令和2年                 | 912～1,000     | 905               | 889      | 1,823     | 654       | 2.78           | 1.11           |
| 令和3年                 | 923～1,091     | 901               | 897      | 772       | 893       | 0.86           | 1.09           |
| 令和4年                 | 925～1,023     | 921               | 900      | 1,051     | 968       | 1.09           | 1.17           |
| 令和5年                 | 947～1,038     | 936               | 945      | 1,494     | 705       | 2.12           | 1.23           |
| 令和6年                 | 1,040～1,138   | 1,003             | 今回       | 1,673     | 791       | 2.12           | 1.13           |

- ・商品販売の職業は常に慢性的な人手不足にあり、土日や早番遅番で働くこと、対面接客や金銭授受のストレスなど、年々敬遠されつつある傾向もありますが、やはり人手不足の根底にあるのは採用相場の低さにあります。
- ・百貨店・総合スーパー、リアルストアの最大の強みはリアル接客、おもてなし、AIには出来ない客際の強さにあります。「詳しいひとに相談して買いたい」「とっておきを選んでほしい」「すぐに聞ける便利なお店がいい」「気が利いていてうれしかった」「活気があって楽しかった」・・・リアルストアが存続するためには、「ひと」のまごころと創意工夫が、スマホに勝てる唯一最大の武器であり、不透明で無機質な時代になればなるほど、これまで以上に「ひと」の質的向上が求められることは間違いありません。
- ・セーフティネットである最低賃金を持続的に引き上げていくことは、離職率を抑え、生活を下支えするだけでなく、「仕事は大変だけど、安心して働けるから明日もがんばろう！」という「労働者の質」を高めることにつながります。特定最賃が引き上がるというニュースは、産業全体が優位性を保ってくれているというメッセージであり、産業内において公労使で出せる唯一のメッセージです。
- ・また、離職を抑え質を高めるということは、企業にとっては採用・教育コストを抑えるメリットがあるものと考えます。

「事業の公正な競争の確保」  
 私たちの産業は「ひと」が輝く産業！産業全体で「ひと」への投資を！

< 福岡県内の百貨店総合スーパーの令和5年度の決算状況(百万円) >

|    | 売上高     |         | 経常利益   |        |
|----|---------|---------|--------|--------|
|    | A社      | 124,516 | 113.5% | 5,024  |
| B社 | 15,742  | 111.8%  | 652    | 前年 385 |
| C社 | 62,339  | 123.3%  | 27,875 | 214.3% |
| D社 | 22,521  | 99.8%   | 947    | 88.1%  |
| E社 | 124,514 | 102.0%  | 2,908  | 64.3%  |
| F社 | 483,339 | 105.2%  | 11,127 | 126.0% |
| G社 | 111,123 | 97.7%   | 91     | 13.2%  |
| H社 | 471,166 | 102.4%  | 32,322 | 94.0%  |
| I社 | 664,752 | 94.3%   | 27,040 | 129.6% |

- ・福岡県内の百貨店・総合スーパーの主要企業は、コロナ禍後の来店客数の回復に加え、円安によるインバウンド需要もあり、各企業が黒字に戻すことができました。しかし、百貨店・総合スーパーともに、コロナ禍において定着したインターネット通販、物価高による消費マインドの低迷、景気や金利の動向への不安感など、コロナ禍以降も順風満帆ではありません。
- ・特に、スマートフォンの上で世界中の商品を検索できてしまう今、「ウィンドショッピングを楽しむ」「エスカレーターで上から下まで見てみよう」という行動は過去のものとなってしまう、百貨店・総合スーパー各社では、中長期的に今のビジネスモデルのままで良いのか答えを出すことが喫緊の課題となっています。
- ・そのような中、近い将来に、レジが店頭から無くなり、AIが仕入計画を立て、ドローンが品出しをしたとしても、ひとを介してお買い物を楽しんでいただく、という私たちが持つ唯一のコアコンピタンスを自ら失うことはあり得ないと考えます。むしろインターネットには出来ない価値提供という最大の武器です。
- ・最低賃金法の謳う「事業の公正な競争の確保」とは、人件費を原材料費や製造コストのように引き下げることなく、フェアで、かつ魅力ある産業として人材確保をするための下限の規制を設けることであると考えます。
- ・実質賃金を抑えてまで、企業間の競争の優位性を見出すのではなく、むしろ

る最低賃金を引き上げ、「なくてはならない産業」として魅力を高め、他産業と価値を磨きあう競争をしていかなければならないと思います。

- ・このように、企業間の競争の公平性の確保の観点から、他産業に比べてこれ以上「安く雇える産業」に陥らないためにも、特定最低賃金は「ひと」に関する重要な水準であると考えます。

上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 百貨店・総合スーパー業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

### 理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

・2023年度百貨店・スーパーの販売額は1兆7,339億円、前年比で6.6%増加(3年連続)しており、内訳としては、百貨店が4,882億円、前年比で9.2%の増加、スーパーは1兆2,457億円、前年比で5.6%の増加となった。

・業界全体では、インバウンド需要や外出機会の増加により、高額品(特選婦人服や時計等)、衣料品、食料品が好調に推移し、百貨店の売上高もコロナ前2019年度の売上を上回った。しかしながら、好調なインバウンドは為替影響によるものであり、加えて、売れている高額品や食料品は利益率が低いことや、原材料費、水光熱費、物流費、労務費の高騰等、コスト増の要因も多いため、売上は回復しても利益水準は回復していない。これは、インバウンド需要が減少しコスト増が続くと、経営環境は一気に悪化する可能性を秘めており、先行きは不透明な状況にあると言わざるを得ない。特に、地方店はインバウンドの恩恵が余り見込めない上、コスト増の要因は都市部と同様に多いため、苦しい経営状況が続いている。

・そのような中、当業界において人財の確保・定着は極めて重要な課題であり、労働人口の減少が予測される中、初任給の引き上げやベースアップの実施、給与体系の見直し等、各社は自社の企業実態に応じて出来得る限りの施策を講じている。しかし

ながら、その前提となるのは企業の存続・成長であり、企業の体力(支払い能力)や利益を度外視して賃金を引き上げることは、逆に企業力を弱めることになり、結果として人員削減や賃金カット等、本末転倒な施策に繋がりがねない。そのような事態を避けるためにも、給与水準は各社の企業実態に応じて決定されるべきものであり、一律に最低賃金を引き上げ続けるべきではないと考える。

・また、最低賃金を引き上げる以外でも、休日日数の増等による総実労働時間の短縮、育児(介護)を行いながらもキャリアをあきらめることなく働くことができる環境の整備、女性活躍の推進、シニア世代の活躍に向けた諸制度の整備等、働きやすく、魅力的な職場環境を実現することは可能であり、それが当業界で働くことを希望する者を増やすことに繋がるものと考えます。

・以上のことより、百貨店、総合スーパーの特定賃金においては、特定賃金そのものの必要性について、十分な論議が必要であると考えます。

上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車(新車)小売業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

### 理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

- 1) 自動車産業は、わが国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業の役割を担っており、そこに働く労働者の雇用と生活の安定をはかることは、当該産業労使の重要な役割であると認識している。特定(産業別)最低賃金は、基幹的労働者を対象とし、同じ産業で働く労働者の賃金の底上げ・格差是正を図り、産業内の公正競争を確保することで、産業全体の健全かつ持続的な成長を促すこととなるため、自動車産業においても最低賃金を適正水準へ改善することが求められる。
- 2) 自動車産業は福岡県県内における主要産業に成長しており、地方経済における重要な役割を担っている。それに伴い優秀な人材確保が求められているが、この産業は大手から中小企業まで裾野が広い産業構造になっているため、他産業に比べ賃金格差が大きい実態にあることも事実であり、産業に働くすべての労働者の生活安定と格差拡大防止の観点から、特定(産業別)最低賃金の設定と適正水準へ改善の役割が不可欠となっている。この取り組みは、昨今求められている非正規労働者の更なる底上げに大きく寄与している。
- 3) 自動車総連の2024年総合生活改善の取り組みにおける賃金改善分の獲得状況を見ると、自らが目指すべき賃金水準や足下の物価上昇による実質賃金の低下から労働の価値を守るため、全体の92.9%にあたる953単組で賃金改善分を獲得

し、全体の賃金改善分平均獲得額は7,700円となった。この獲得額は昨年と比較して約1.5倍となっており、力強い回答を引き出している。その結果、全体の約8割の単組において企業内最低賃金協定を締結し、平均締結額は前年を上回る178,010円(前年比+7,330円)となった。これを時給に換算すると1,113円に相当する。

- 4) 福岡県下の自動車総連加盟組合は、企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」の協定締結と金額改定に取り組んでいる。本年7月1日、福岡労働局長宛に提出した申出書に、各企業における協定額資料を添付したが、そのうち最低時間額は1,070円となっており、令和5年度の自動車(新車)小売業における最低時間額1,028円との格差是正が求められている。
- 5) 生産年齢人口の減少は続く中、各産別でも人材獲得競争が激化している。特に自動車整備士を志す若者の減少はこれから更に加速していくと予測されており、人材確保のための対策は喫緊の課題である。昨年に引き続き、自動車小売業で働く労働者の労働条件の向上を図り、自動車小売業にふさわしい水準で特定(産業別)最低賃金を設定していくことが重要である。とりわけ、地域別最低賃金が毎年引き上げられていることから、特定(産業別)最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、自動車(新車)小売業の最低賃金を確実に引き上げる必要がある。

以上の理由により、福岡県自動車(新車)小売業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。



## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)
- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業
- 3 業種(事業内容): 自動車小売 業
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

### 理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

#### 【背景】

- ・現在、自動車業界を取り巻く環境は大変厳しい状況である。  
「型式認証不正」問題をはじめ、コンプライアンスに関わる問題が続出し、業界全体の信用に影響を及ぼしている。
- ・そのような環境下において、2023年度の国内新車販売台数は前年比103.3%、除軽市場も107.8%と復調の気配があり、福岡県も全国同様の結果となった。
- ・しかしながら、コロナ禍以前(2019年度)と比較すると、国内新車販売89.9%(福岡94.2%)除軽市場91.3%(福岡95.1%)と厳しい状況は依然続いている。
- ・さらに、近年の少子化問題や若者の車離れなど、国内の総販売台数は減少していく事は明白であり、今後業界内での統廃合が加速していくと考えられている。

#### 【理由】

- ・昨今の物価上昇や2024年度の高水準のベースアップを考慮すると、最低賃金の引き上げは一定水準必要と理解できる。
- ・また、優秀な人材確保の観点からも、他業界との競争も激化しており、人材流出防止を含め、引き上げはやむ無しと考える
- ・ただし、今後の業界全体の経営を考えると、そのレベルについては大いに議論が必要である

上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

